

和歌山市消防音楽隊応援スポンサー広告掲載に関する取扱要領

令和5年10月4日

消防局内規第17号

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市消防音楽隊（以下「音楽隊」という。）の活動を支援する協賛者（以下「スポンサー」という。）の広告の取扱いについて、和歌山市広告の掲載等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(スポンサー資格)

第2条 スポンサー資格は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 国税又は市税の滞納がないこと。
- (3) 市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体であること。
- (4) 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。

(スポンサー特典)

第3条 広告掲載の方法（以下「スポンサー特典」という。）は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ホームページ 和歌山市消防局ホームページにスポンサーのロゴ（以下「ロゴ」という。）及びスポンサーのホームページへリンクするバナーを掲載する。
- (2) スポンサーボード A3サイズのポスター（以下「ポスター」という。）を展示できるスタンド看板にロゴが入ったポスターを展示し、音楽隊が出演するイベントに設置する。
- (3) チラシ配布 音楽隊が作成した音楽隊PRチラシに縦2cm、横3cm以上のロゴを掲載し、音楽隊が出演するイベント等で配布する。
- (4) チラシ配信 音楽隊が作成した音楽隊PRチラシデータに縦2cm、横3cm以上のロゴを掲載し、和歌山市消防局及び和歌山市消防団のSNSで配信する。
- (5) 特別コンサート スポンサーから無料提供された会場で音楽隊が演奏する。その場合において音楽隊はその演奏の様子を動画撮影し、編集した後に和歌山市消防団のYouTubeで配信する。

(広告の掲載料等)

第4条 広告掲載料及びスポンサー特典は、次の表の左欄に掲げるスポンサーランクに応じ、次のとおりとする。

スポンサーランク	スポンサー特典	年額掲載料
ブロンズ	ホームページ	10,000円
シルバー	ホームページ スポンサーボード	20,000円

ゴールド	ホームページ スポンサーボード チラシ配布	30,000円
プラチナ	ホームページ スポンサーボード チラシ配布 チラシ配信	40,000円
ダイヤモンド	ホームページ スポンサーボード チラシ配布 チラシ配信 特別コンサート	100,000円

(広告の掲載方法)

第5条 スポンサーボードのポスターは、市長が指定する素材で作成するものとする。

2 広告の中に「有料広告」の表示を入れるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までのうちで、スポンサーが掲載を希望する年度とする。

(広告掲載の応募)

第7条 広告掲載の応募をするときは、要綱第5条第2項の広告掲載等申込書その他市長が必要と定める書類を提出しなければならない。

(広告の変更)

第8条 スポンサーが、広告の掲載期間中にロゴ又はスポンサーボードのポスターの内容を変更しようとするときは、変更する広告の原稿を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 スポンサーは、広告掲載料を市の発行する納入通知書により指定の期日までに指定の金融機関に納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項に規定する額は、年額掲載料を12で除した額に当該広告の掲載を取り消した日の属する月以降の月数を乗じて算出する。(当該額に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取りやめることができる。

- (1) スポンサーが市長の指定する期日に広告掲載料を納付しない場合
- (2) スポンサーが第2条に定める応募資格を満たさなくなった場合
- (3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(費用負担等)

第12条 ポスターの製作費用等はスポンサーの責任において行い、その費用はスポンサーが負担するものとする。

2 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めに帰すべき事由により広告の破損等が生じた場合は、市の負担により原状回復することができる。

(広告に関する責任)

第13条 スポンサーは、広告の内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 スポンサーは、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。